

納税準備預金

平成 31 年 4 月 1 日 現在

商品名 (愛称)	・納税準備預金
販売対象	・個人、法人
期間	・期間の定めはありません
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1 円以上 ・1 円単位
払戻方法	・原則として預金者等の租税納付にあてる場合に限り払い戻しできます
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します ・年 2 回(2 月、8 月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます ・毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
税金	・利息には所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、個人では 20%(国税 15%・地方税 5%)の税金がかかり、(平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間にお受け取りになる利息には「復興特別所得税」が課税されますので、税率は 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)となります。)法人では総合課税となります (ただし、預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組員である場合には、その払い戻し額の合計額が 10 万円未満のときは非課税)
手数料	—
付加できる 特約事項	—
中途解約時の 取扱い	—
金利情報の入手 方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス室(9 時～17 時、電話:0766-82-8613)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)が設置運営する仲裁センターや富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、福井弁護士会(電話:0776-23-5255)等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
その他 参考と なる事項	・租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭表示された毎日の普通預金利率により計算します ・預金保険制度の対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息がほごされます)